

社会福祉法人 京都地の塩会

報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人京都地の塩会（以下「法人」という。）定款第8条および21条の規定等に基づき、評議員、評議員選任・解任委員（以下、委員とする）、理事、監事に対する報酬について事項を定め、訂正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款5条に規定する評議員、第6条に規定する委員、第15条に規定する理事及び監事とする。

(支給金額等)

第3条 支給する費用は、次の通りとする。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席1回につき、交通費を含む日当として、5、340円（源泉徴収税340円を含む）を支給する。ただし、次の場合は支給を行わない。
 - (イ) 他の方法で出席にかかる経費が弁済される場合。
 - (ロ) 本人より申し出があった場合。
 - (ハ) 施設長等が役職上出席する場合。
- (2) 各年度の報酬総額は、評議員に対しては定款第8条の規定に従う。理事及び監事に対しては50万円を超えない範囲とする。委員に対しては5万円を超えない範囲とする。
- (3) 出張が生じた場合は、法人旅費規程に従う。
- (4) その他本規定に定めのない業務に係る場合は、評議員会によってその対象と額を議決し、支給する。

附則

この規定は、2017年4月1日より施行する。